

議案第9号

和光市予防接種健康被害調査委員会条例を定めることについて

和光市予防接種健康被害調査委員会条例を次のとおり定める。

和光市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき市が実施した予防接種に起因する事故又は副反応による健康被害（その疑いがあるものを含む。以下「健康被害」という。）の適正な解決を図るため、和光市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について医学的な見地から調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 健康被害による疾病の症状及び診療内容
- (2) 健康被害の解決に必要な特殊検査又は剖検
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康被害の適正な解決に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人朝霞地区医師会に所属する医師 2人
- (2) 埼玉県知事が推薦する専門医 1人
- (3) 朝霞保健所長

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から当該諮問に係る調査審議の最終的な結果を市長に報告した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第7条 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部健康保険医療課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(単位 円)				(単位 円)			
職名		区分	報酬額	職名		区分	報酬額
(略)				(略)			
ヘルスソーシャル キャピタル審議会		(略)		ヘルスソーシャル キャピタル審議会		(略)	
予防接種健康被害 調査委員会	委員長	日額	15,000	公務災害補償等認 定委員会	(略)		
	委員		14,000				
公務災害補償等認 定委員会		(略)		(略)			
(略)							

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

和光市の附属機関として、和光市予防接種健康被害調査委員会を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。